

## 医療・介護分野に関する事務局から所管省庁への確認と回答

分 野	新型コロナウイルス PCR 検査に関する廃棄物の取扱い
省 庁 名	環境省
<p>民間事業者が行う PCR 検査において、利用者たる企業が事業所等でその従業員を対象にスクリーニング検査を実施するにあたり、唾液採取チューブなど使用済みの検体採取キットが廃棄物として発生するが、この廃棄に関する取扱いが曖昧となっている。当該使用済み検体採取キットが感染症廃棄物に該当するかどうかなど、廃棄物としての取扱いを整理し、明確化できないか。</p> <p>なお、当該唾液採取チューブには従業員の唾液が付着するがその程度はペットボトル飲料等と同様であるとのこと。</p>	
<p><b>【回答】</b></p> <p>医療関係機関等に当たらない民間事業者の事業所等において、PCR 検査を行った際に発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物には該当しない。</p> <p>ただし、その処理に際しては、当該事業所等内でその廃棄物を取り扱う際や廃棄物処理業者の従業員がその廃棄物を引き取った後において、その廃棄物に直接接触しないこと、ごみ袋は廃棄物がいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること及び廃棄物を取り扱った後は石けん等を使って手を洗うこと等の感染防止対策が適切に講じられる必要があるものである。詳細は「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン*」における「家庭及び事業所（医療関係機関等及び宿泊療養施設を除く）」から排出される廃棄物に係る箇所を御参照いただきたい。</p> <p>なお、民間事業者の事業所内で開設された診療所等（医療関係機関等に該当するもの）において、医療行為等に用いられて廃棄物となったものであれば、感染性廃棄物に該当する可能性がある。</p>	
<p>(*) <a href="http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf">http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf</a></p>	